

補助金調書

補助金名	安定集荷対策補助金			担当課 (連絡先)	農林水産局中央卸売市場 市場課 (TEL711-6404)
交付先	<input type="checkbox"/> 団体	福岡食肉市場産地育成等対策協議会	区分	その他の補助金	
交付先決定方法	<input type="checkbox"/> 非公募	(公募の場合) 公募時期			
(公募の場合) 応募要件					
(非公募の場合) 非公募の理由	当協議会が実施する、一般輸送経費及び優良肉畜助成の事業に対して行う補助であり、補助金の目的を達成し得る団体が当協議会に限定されているため。				
補助開始年度	H3	年度	経過年数	24	年度
補助金の目的 及び 補助対象事業	食肉流通における急激な情勢の変化に対応するため、当協議会が実施する、一般輸送経費助成及び優良肉畜助成の事業に補助を行うことにより、肉牛及び肉豚の安定的かつ計画的集荷を確保し、市場機能の充実及び食肉の円滑な流通に資することを目的とする。				
補助金の終期	H28	年度	延長回数	0	回
終期を延長する理由					
交付対象経費及び補助金の算定方法等	<input type="checkbox"/> その他	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 ・出荷者に対する輸送経費補助 ・出荷者に対する優良肉畜助成費			
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】 交付対象件数が多く、直接補助とした場合に審査において、集荷計画及び実績の把握や格付等級の実績との照合など膨大な事務量を要することから、事業の正確性、効率化を図るため、市場関係者で組織された当協議会が当該事業を行う必要があるため。 再交付の配分基準・審査基準は別紙参照。				
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度	
	件	1 件	1 件	1 件	
	4,000 千円	5,000 千円	5,000 千円	7,500 千円	
前年度補助事業 の主な実施概要	(1)一般輸送経費助成 安定的かつ計画的な肉畜の集荷を確保するため、輸送経費の軽減対策として肉牛又は肉豚を出荷した者に対し経費の助成を行う。 (2)優良肉畜助成 市場活性化の観点から優良肉畜集荷を推進するため、一定の格付等級以上の肉牛又は肉豚を出荷した者に対し、助成を行う。				
補助金交付 による効果	当該補助金を交付することにより、出荷者からの肉牛及び肉豚の安定的かつ計画的集荷を確保するとともに優良肉畜集荷の推進にも寄与している。これにより市民への安心・安全で高品質な食肉を安定供給することが可能となっている。 なお、本事業については、一定の効果が得られてきたことから、平成26年度以降、毎年1,000千円を減額し、平成30年度に廃止の予定である。				

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。

【別紙】安定集荷対策事業補助金における再交付の配分基準・審査基準

		助 成 区 分		助 成 単 価
事業	畜種	出荷頭数等		
一般輸送経費助成	肉牛	月間30頭未満		1,000円/頭
		〃 30頭以上		2,000円/頭
	肉豚	月間1千頭未満		100円/頭
		〃 1千頭以上		200円/頭
		年間1万頭以上を出荷する契約を締結した出荷者が出荷したとき		200円/頭
優良肉畜助成	肉牛	A5, A4, B5, B4		1,500円/頭
		A3, B3		1,000円/頭
	肉豚	予約相対		100円/頭
		予約相対以外	月間1千頭未満	200円/頭
			月間1千頭以上	300円/頭

備考

- 1 一般輸送経費助成において、肉牛の出荷頭数が月間30頭以上であっても、同一月の1頭当りの平均価格が300千円未満のときは月間30頭未満の助成単価を適用する。
- 2 一般輸送経費助成の場合において、肉牛の出荷頭数が月間10頭未満であり、かつ当該肉牛の取扱額の合計が3,500千円未満のときは、当該肉牛は助成しない。
- 3 一般輸送経費助成の場合において、肉豚の出荷頭数が月間1千頭以上であっても、同一月の出荷頭数の中に予約相対に係わる出荷頭数を含むときは、当該予約相対に係わる出荷頭数については、月間1千頭未満の助成単価を適用する。
- 4 一般輸送経費助成の場合において、肉豚の出荷頭数が月間100頭未満であり、かつ当該肉豚の取扱額の合計が3,500千円未満のときは、当該肉豚は助成しない。
- 5 優良肉畜助成は、出荷者が食肉市場に出荷した肉牛又は肉豚の格付等級が、以下の表に定める格付等級にいずれかに該当するときに、当該助成事業について助成するものとする。

畜種	格 付 等 級					
肉牛	A5	A4	A3	B5	B4	B3
肉豚	極上	上				